

74	建設局 都市整備局	「特定整備路線」の整備	
事業概要	木密地域は、老朽化した木造住宅や狭あいな道路が多いことから、震災時に火災の延焼による被害の危険性が高い地域である。 都は、平成 24 年に「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を立ち上げ、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域について、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を図ることとしている。 令和 7 年 3 月に、防災都市づくり推進計画〈基本方針〉を改定し、特定整備路線の取組を 5 年間延長し、令和 12 年度（2030 年度）全線整備とする目標を示した。 「特定整備路線」は、延焼遮断等に大きな整備効果が見込まれる都施行の都市計画道路であり、関係権利者に対する生活再建策を講じながら整備を加速していく。		
これまでの経過	平成 24 年 1 月 「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」実施方針の策定 平成 24 年 6 月 特定整備路線の候補区間選定 ・大きな整備効果が見込まれる新設道路等を対象 ・23 区間 平成 24 年 10 月 特定整備路線の候補区間選定 ・一定の道路幅員が確保されている概成区間等を対象 ・全 28 区間を選定(平成 24 年 6 月選定区間含む) 平成 25 年 11 月 民間の専門事業者を活用した相談窓口の開設 (第 1 号 放射第 32 号線(押上)) 平成 27 年 2 月 特定整備路線全区間の事業認可を取得 平成 27 年 7 月 全区間の用地説明会を完了し、当初計画していた全ての相談窓口の設置完了 令和 2 年 3 月 防災都市づくり推進計画〈基本方針〉の改定 (特定整備路線の取組を 5 年間延長) 令和 3 年 3 月 防災都市づくり推進計画「整備プログラム」の改定 令和 3 年 3 月 特定整備路線として初めて、補助第 136 号線(関原・梅田)交通開放 令和 4 年 10 月 補助第 26 号線(三宿)交通開放 令和 7 年 3 月 防災都市づくり推進計画〈基本方針〉の改定		
現在の進行状況	・特定整備路線 28 区間 全区間で事業中 ①用地取得率 : 70%※ ※令和 7 年 3 月末時点 ②工事着手区間: 28 区間 (38 箇所) ③交通開放: 2 区間 (3 箇所) ・相談窓口を 18 箇所で開催中		
今後の見通し	・「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を目指し、特定整備路線の整備を全庁を挙げ、全力で取り組んでいく。 ・相談窓口を活用するとともに、移転先の選択肢を増やす複合的な取組等により、用地取得を推進していく。 ・用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し整備を推進していく。 ・事業効果の早期発現のため、事業用地を活用し、暫定的な避難路や緊急車両の通行路を整備していく。		
問合せ先	建設局 道路建設部 街路課 建設局 用地部 用地課 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課	電話	03-5320-5346 03-5320-5261 03-5320-5142